

監査公表第17号（平成24年3月2日、県公報第3370号登載）
総務部出先機関定期監査結果（平成23年度）

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：総務部の出先機関15機関
 - (2) 監査対象期間：平成22年8月1日～平成23年7月31日（12か月間）
 - (3) 監査実施期間：平成23年10月3日～平成23年10月28日
- 監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監 査 対 象 機 関 名	監 査 実 施 日
職 員 研 修 所	平成23年10月21日
東 京 事 務 所	平成23年10月27日～平成23年10月28日
博 多 県 税 事 務 所	平成23年10月12日～平成23年10月14日
東 福 岡 県 税 事 務 所	平成23年10月18日～平成23年10月20日
西 福 岡 県 税 事 務 所	平成23年10月12日～平成23年10月14日
筑 紫 県 税 事 務 所	平成23年10月25日～平成23年10月26日
北 九 州 東 県 税 事 務 所	平成23年10月18日～平成23年10月20日
北 九 州 西 県 税 事 務 所	平成23年10月 4日～平成23年10月 6日
田 川 県 税 事 務 所	平成23年10月21日
飯 塚 ・ 直 方 県 税 事 務 所	平成23年10月25日～平成23年10月27日
久 留 米 県 税 事 務 所	平成23年10月 4日～平成23年10月 6日
大 牟 田 県 税 事 務 所	平成23年10月 3日
筑 後 県 税 事 務 所	平成23年10月21日
行 橋 県 税 事 務 所	平成23年10月 3日
消 防 学 校	平成23年10月28日

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、県税の徴収事務における高額滞納者への滞納処分等、滞納処分の執行停止、資力回復調査及び不納欠損の処理状況について、重点事項として監査を行った。

3 監査の範囲等

(1) 財務に関する事務の監査の範囲

ア 収入

使用料、手数料、財産貸付収入、雑入等の調定及び収入事務

イ 支出

賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務

ウ 人件費

報酬、通勤手当の認定及び支給事務

- エ 契約
契約の締結及び履行確認事務
- オ 公有財産
土地、建物、工作物、樹木等の管理状況
- カ 物品
取得、管理及び処分の状況
- キ 県税
個人県民税等の賦課徴収及び債権管理事務

(2) 重点事項の監査の範囲等

ア 監査対象機関

県税事務所 10 機関（田川及び筑後県税事務所を除く）

イ 監査の視点

(ア) 滞納処分等（催告、財産調査、滞納処分）の状況

- ・ 催告は適正に行われているか
- ・ 必要な財産調査及び電話催告、臨戸は適正に行われているか
- ・ 財産差押及び公売は適正に行われているか

(イ) 滞納処分の執行停止状況

- ・ 執行停止前の調査は適正に行われているか
- ・ 執行停止は、その要件を満たしているか

(ウ) 資力回復調査及び不納欠損の状況

- ・ 滞納処分執行停止後の資力回復調査は適正に行われているか
- ・ 滞納処分執行停止後、直ちに欠損処理（即時欠損）する場合は、その要件を満たしているか

第2 監査の結果

今回の監査の結果、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

1 財務に関する事務

(1) 指摘事項

該当なし

(2) 注意事項

注意事項に該当するものは、次のとおりである。

区分	件数	内 容
収入	1	県税徴収事務において、財産差押後、長期間接触がなく納税折衝が進められていないものが見受けられた。

2 重点事項

県税の平成 22 年度の収入未済額は、17,998,787,576 円であり、財産調査・差押の強化や高額・悪質困難事案への組織的取り組みの強化等により前年度に比べ 1,452,899,254 円減少している。

今回の監査において、高額滞納者への滞納処分等について調査した結果、長期間接触がなく納税折衝が進められてないものなど一部事務処理が不十分なものが見受けられた。その内容は、下記のとおりである。

(1) 滞納処分等の状況

平成 22 年度末の高額滞納者へ県税事務所が滞納処分等を行った 80 件(人)、滞納額 859,021,313 円のうち 57 件(71.3%)、滞納額 623,240,088 円 (72.6%) を抽出して調査を行った。

その結果、事務処理が不十分なものが 2 件、滞納額 10,223,562 円が見受けられた。いずれも財産調査等は行われているものの、長期間（1年以上）滞納者と接触がなく納税折衝が進められていないものであった。

(2) 滞納処分の執行停止状況

平成 22 年度に高額滞納者へ県税事務所が滞納処分の執行停止を行った 43 件、滞納額 445,916,384 円のうち 23 件（53.5%）、滞納額 395,871,258 円（88.8%）を抽出して調査を行った。

その結果、事務処理は適正に行われていた。

(3) 資力回復調査及び不納欠損の状況

平成 22 年度に高額滞納者へ県税事務所が資力回復調査及び不納欠損を行った 46 件、滞納額 479,742,256 円のうち 28 件（60.9%）、滞納額 434,830,230 円（90.6%）を抽出して調査を行った。

その結果、事務処理が不十分なものが 1 件、滞納額 7,202,500 円が見受けられた。その内容は、資力回復調査に係る現地確認調査を行っていないものであった。

監査の視点	滞納処分等の状況		滞納処分の執行停止状況		資力回復調査及び不納欠損の状況	
	適	要努力	適	要努力	適	要努力
監査結果 (単位:人)	55	2	23	0	27	1

なお、高額滞納者以外についても、滞納処分等について調査を行った。

その結果、改善を要するものが 1 件（注意事項）、納税折衝が進められていないものなど事務処理が不十分なものが 2 件見受けられた。

今後とも、県税の徴収事務においては、組織的取り組みの強化を継続し、収入未済額の縮減に努めることが望まれる。